
公 告

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第26条第2項の規定による処分をしたので、同条第4項において準用する法第10条第5項の規定により次のとおり公告する。

令和8年7月8日

高知県知事 濱田 省司

- 1 監督処分をした年月日
令和8年7月8日
- 2 監督処分を受けた建築士事務所
 - (1) 名称
株式会社カワグチ設計
 - (2) 所在地
高知市栄田町3-6-15
 - (3) 開設者の氏名（開設者が法人である場合にあっては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名）
株式会社カワグチ設計
代表取締役 川口 令
 - (4) 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別
二級建築士事務所
 - (5) 登録番号
高知県知事登録第2084号
- 3 監督処分の内容
法第26条第2項の規定による建築士事務所の閉鎖3月
（令和8年8月1日から同年10月31日まで）
- 4 監督処分の原因となった事実
当該建築士事務所の開設者は、虚偽の建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の2第1項の規定による確認済証を作成し、その写しを工事施工者等に提出した。
このことは、建築士法第26条第2項第10号の規定に該当する。